

要約筆記者派遣事業実施細則

(事業内容)

第1条 本事業は、大分県及び各市から社会福祉法人大分県聴覚障害者協会（以下「当法人」）が委託されている「要約筆記者派遣事業」に該当しない企業、団体等からの依頼に対して要約筆記者を派遣するものである。

公的派遣に該当しない内容とは民間企業からの依頼や参加費を徴収する大会等とする。ただし、参加費を徴収する大会や民間企業からの依頼でも大会運営上要約筆記者派遣経費の予算措置が困難な場合は別途協議するものとする。

(要約筆記者の派遣対象)

第2条 要約筆記者の派遣対象は聴覚障害者のために要約筆記による情報保障が必要とみなされる場合である。

ただし、別表1「手話通訳・要約筆記派遣事業の制約に関する基準」に該当する場合は派遣を制約することがある。

(要約筆記者の派遣)

第3条 派遣にあたっては当法人に登録された要約筆記者を派遣するものとする。派遣人員は、通訳内容や時間によって複数とする。

(派遣の準備)

第4条 依頼者は、要約筆記に必要な資料を事前に当法人に提供するものとし、通訳終了後に当法人が処分するか依頼者に返却するものとする。

依頼者は要約筆記に適した環境条件について配慮するものとし、別表4「要約筆記環境に関する調査表」に必要事項を記入して返送するものとする。

(派遣地域)

第5条 派遣地域は大分県内を原則とする。

なお、詳細は別表1「手話通訳・要約筆記派遣事業の制約に関する基準」による。

(依頼の手続き)

第6条 派遣依頼は「大分県要約筆記者派遣申請書」（第3号様式）に必要事項を記入のうえ、派遣実施日の10日前までに申込むものとする。

ただし、正当な理由がある場合はこの限りではない。

(要約筆記者の責務)

第7条 要約筆記者は業務を誠意をもって行なうとともに、業務上知りえた情報は守秘義務を伴うものとして厳守する。

(要約筆記者派遣料金等)

第8条 要約筆記者の派遣にかかる料金は、原則として別表2「要約筆記者派遣料金基準」のとおりとする。なお、支払いは請求書に基づく銀行振込みを原則とする。

交通費については別表3の旅費規程による。また、駐車場料金が必要な場合は実費を支給するものとする。

<附則>この細則は平成17年4月1日から適用する。

<附則>この細則は平成25年5月19日から適用する。

<附則>この細則は令和6年4月1日から適用する。

別表1 手話通訳・要約筆記派遣事業の制約に関する基準

1. 派遣事業

以下の要件に該当する場合は、原則として派遣対象としないこととする

- ①企業（営利）の活動（企業・個人の営利を目的とする商品販売等の活動）
- ②その他不相当と認めるもの（依頼する理由が不明確である等）

2. 派遣地域

派遣する地域は原則として大分県内とする。

なお、以下の要件に該当する場合は県外でも認めることがある。

- ① 隣接府県と同じ生活圏と認められる地域で生活する場合
- ② 県内の同一通訳者が通訳することが適切と認められる場合
- ③ その他必要と認めた場合

別表 3 要約筆記者派遣料金基準

派 遣 料	要約筆記内容（例示）
<要約筆記者 1 名分> 最初の一時間 4,000円 以後 30 分につき 1,500円 ロール紙代 1 時間に付き 1,000円 パソコン要約 1 派遣 1 台に付き 1,000円	一般的な集会・大会・講演会等
交通費	交通費は別紙 3 の旅費規程による。 公共交通機関利用の場合は実費とする 駐車料金がかかる場合は別途実費を支給
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通訳料金の対象時間は通訳者の拘束時間とします。 2. 打ち合わせや待ち時間は通訳時間とみなします。 3. 派遣通訳者数は依頼内容に応じて協会と依頼者で協議します。 4. 通訳業務上知りえた情報は守秘義務を守ります。 5. 研修や会議等で事前または当日通訳者に渡した資料等は依頼者の求めに応じて返還いたします。依頼者からの求めがない場合でも通訳者個人が持つことはなく協会が責任を持って処分いたします。 6. 30 未満の端数については、原則として 30 分に繰り上げるものとします。 7. オンライン手話通訳や YouTube 等で配信がある場合は、派遣費用に 100 分の 50 を乗じた額を加算。配信期間によっては追加料金有り。